

施策 2 街なかにおける良質な住宅の供給促進

No.	事業名等（担当課）	概要
17	特定優良賃貸住宅の活用促進 （建築都市局・住宅計画課）	若年世帯等の定住を促進するため、少子・高齢化が著しい中心市街地を対象にファミリー向けの良質な賃貸住宅の適正な管理を促進します。
18	高齢者向け優良賃貸住宅の活用促進 （建築都市局・住宅計画課）	高齢者が安全安心に住むことができるバリアフリー化や緊急通報装置などを備えた高齢者向けの良質な賃貸住宅への入居支援を引き続き実施します。
19	サービス付き高齢者向け住宅の登録 （建築都市局・住宅計画課）	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで住居としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を促進します。
20	市営住宅の整備 （建築都市局・住宅整備課）	まちづくりの観点から、まちなかなどの利便性のよい所への居住を誘導する方向で、老朽住宅の建替えに際して集約・再配置を推進していきます。 集約・再配置などに伴い生じた用地については、まちづくりの視点を取り入れながら、民間売却や貸し付けなどにより、積極的な利活用を図ります。
21	公社賃貸住宅のリノベーションなどによる有効活用 （北九州市住宅供給公社・住宅計画課）	街なかの市住宅供給公社賃貸住宅において、若年・子育て世代のニーズに対応するリノベーションなどを行います。
22	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の普及・登録促進 （建築都市局・住宅計画課）	高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及・登録促進を図ります。
23 新	民間建築物耐震改修費等補助事業 （建築都市局・建築指導課）	民間建築物等の耐震化を促進するため、一定の要件に該当するマンション・木造住宅及び危険なブロック塀の耐震化に要する工事費等の一部を補助し、市民が安全で安心して暮らせる、地震に強いまちづくりを目指します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

(方向性2) まちづくりと一体となった住まいづくり

街なかで快適に居住できる住まいの供給と居住環境の整備を一体的に推進するため、多様な面整備の手法を活用し、住宅市街地の整備・公共交通の利便性の向上、良好な道路空間の確保などに配慮したまちづくりを進めます。

施策 1 街なかにおける住宅市街地の整備

No.	事業名等 (担当課)	概要
24	折尾地区総合整備事業 (建築都市局・折尾総合整備事務所)	鉄道により市街地が複雑に分断され、まちの一体化や回遊性が阻害され、かつ、道路も狭く、密集した住宅地が広がる折尾地区において、地域分断の解消や交通の円滑化、交通結節機能の強化に併せて駅南側の住環境の改善を図ります。
25 新	空き家等面的対策推進 (建築都市局・空き家活用推進課)	市が空き家の所有者の売却意向を確認のうえ、民間事業者へと橋渡しを行い、住宅の建替えやリノベーションを推進することで、空き家の流通を促進します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 2 街なかにおける住宅市街地の整備方針等の策定

No.	事業名等 (担当課)	概要
26	集約型都市構造への再編・既成市街地の再整備の推進 (建築都市局・事業推進課)	都市基盤施設の整備とあわせ街区の再編を行い、都市機能の集積、土地の有効利用を促進し、集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備を推進するため、区画整理事業の活用について検討します。

施策 3 公共施設マネジメント モデルプロジェクト再配置計画 (大里地域)

No.	事業名等 (担当課)	概要
27	大里地域 (市政変革推進室)	<p>旧門司競輪場の跡地に、大里地域に点在している公共施設を集約し、複合化・多機能化することで、市民サービスの効率化及び公共施設に係るコスト縮減を図るとともに、公園区域を見直し魅力的な公園や居住空間の創出を図ります。</p> <p>旧門司競輪場の跡地のうち、複合公共施設として利用しない東側は、高い生活利便性を踏まえ、住宅地として活用を図ります。</p> <p>その他の用地については、広い平面空間を持った公園・広場ゾーンとして整備します。</p> <p>○スケジュール (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の集約・再配置の実施：令和10年度以降 ・住宅の計画・整備：令和5年度 ・公園利用：令和6年度 <p>○対象施設</p> <p>体育館、柔剣道場、プール、門司生涯学習センター大里分館 なお、出張所は、建物の更新時に門司駅周辺への移転を検討</p>

(方向性3) 総合的な住み替え施策の推進

住み替えを通じて居住誘導区域へ居住を誘導するため、各世代のライフスタイルに応じた住み替えを促進し、愛着をもって長く住み継がれ、環境と共生する住まいづくりを目指します。

施策 1 中古住宅や空き家などの流通促進

No.	事業名等 (担当課)	概要
28	北九州市空き家バンク (建築都市局・空き家活用推進課)	これまで売買や賃貸されていなかった良好な空き家を掘り起こし、その情報を市内外に発信することで、空き家の流通を促進します。
29	既存住宅の循環利用の促進 (建築都市局・住宅計画課)	高齢者等が持ち家を資産として運用し、生活資金や住み替え資金を確保しながら、設備が整った住宅や便利が良い街なかの住宅等に住み替えられるよう、リバースモーゲージ制度等の様々な情報を提供していきます。
30	保証制度の普及 (建築都市局・住宅計画課)	既存住宅の購入後やリフォーム工事後に欠陥が見つかった場合に保険で補修費用が支払われる「既存住宅売買かし保険」や「リフォームかし保険」等の保証制度の普及を図ります。
31 新	北九州市空き家リノベーション促進補助 (建築都市局・空き家活用推進課)	空き家の取得者等を対象に、住宅の脱炭素化等に資するリノベーション費用の一部を補助するとともに、新たにスタートアップ支援等の試みとして、多用途への活用モデルプロジェクトに取り組み、空き家の流通を促進します。
再 新	空き家等面的対策推進 (建築都市局・空き家活用推進課)	市が空き家の所有者の売却意向を確認のうえ、民間事業者へと橋渡しを行い、住宅の建替えやリノベーションを推進することで、空き家の流通を促進します。(再掲 No. 25)

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 2 長期にわたって循環利用される住宅ストックの形成

No.	事業名等 (担当課)	概要
32	長期優良住宅の普及 (建築都市局・建築指導課)	世代を超えて長く住み続けられる住まいづくりを促進するため、長期優良住宅を普及します。
33	住宅性能表示制度の普及 (建築都市局・住宅計画課・建築指導課)	既存住宅に対する不安を払拭し、市民が安心して売買できるよう、国などと連携した住宅に関する性能表示制度や宅建事業者等と連携した取引時におけるインスペクション(建物状況調査)などの普及・啓発を図るとともに、活用を促進します。

(方向性4) 都心・副都心、地域拠点の活性化

「住んでみたい・住みつづけたい・もう一度住みたい」人たちを増やし居住誘導区域へ居住を誘導するため、多様な主体にとって魅力的な街づくりを進めます。

施策1 交流人口増の取組

No.	事業名等 (担当課)	概要
34	漫画ミュージアム普及事業 (市民文化スポーツ局・漫画ミュージアム事務局)	漫画ミュージアムの運営及び企画展等の事業を実施し、新幹線エリアの集客及びポップカルチャーの拠点づくりを目指します。
35	MICE 誘致推進強化事業(地方創生先行型) (産業経済局・MICE推進課)	観光庁から選定された「グローバル MICE 強化都市」として、産学官の連携強化を図りながら、MICE 開催助成金の効果的な活用をはじめとした MICE に関する総合的な取組により、国際会議など MICE 開催件数の増加を図ります。
36	子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業 (子ども家庭局・総務企画課)	子どもの豊かな感性や想像力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」や「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行います。
37	商店街リノベーションまちづくり推進事業 (産業経済局・商業・サービス産業政策課)	本市がこれまでリノベーションまちづくりの先進都市として有してきたノウハウと、民間事業者が有するノウハウを掛け合わせ、官民連携によって遊休不動産をリノベーションすることで地域の課題を解決し、エリア価値向上を目指します。
38	外遊び環境の充実(プレーパークの開催支援など) (子ども家庭局・青少年課)	子どもの健全育成に資する外遊びの場を市内の各地域に拡げるため、中間支援組織と連携して、地域住民等が主体となって開催するプレーパーク(冒険遊び場)の活動を支援します。
39 新	学術研究拠点推進事業 (産業経済局・次世代産業推進課)	学術研究都市を中心とした知的基盤が生み出す研究成果等と、本市に蓄積したものづくり企業の高い技術を活用し、専門人材の育成や産学連携による研究開発の促進に取り組みます。
40 新	平和のまちミュージアム管理・運営事業 (総務局・平和のまちミュージアム事務局)	「平和のまちミュージアム」を拠点に、平和の大切さを考えるきっかけづくりを進めるとともに、幅広い世代が訪れるよう、近隣の歴史・文化施設や他のミュージアム施設等と連携した取組を実施します。
41 新	北九州スタジアム維持管理事業 (市民文化スポーツ局・スポーツ振興課)	北九州スタジアムの適切な維持管理・運営を行うことで、「みる」スポーツの機会の充実を図り、スポーツを通じてまちのにぎわいを創出します。
42 新	北九州文学サロン管理運営事業 (市民文化スポーツ局・文化企画課)	「北九州文学サロン」の管理・運営を行うとともに、「文学の街・北九州」を発信するため、商店街、学生、文化施設などとの連携を図り、気軽に文学に触れることのできるイベントを開催します。
再 新	豊かで居心地のよいまちづくり事業～エリアの価値向上を目指して～(建築都市局・都市再生企画課)	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出するため、官民が連携して互いに共感できるまちの姿を描き、その実現に向け、民間投資を喚起する政策づくりや都市空間の活用に取り組みます。(再掲 No.1)

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 2 公園を活かした街なか賑わいづくりの取組

No.	事業名等（担当課）	概要
43	公園等公共空間利用の活性化 （建設局・緑政課）	カフェの開設、集客イベントなどを民間事業者との協働など民間活力を活用した公共空間のにぎわい創出や外国人など新たな集客を目的とした魅力ある公園づくりに取り組みます。
44	桃園公園等再編事業 （市民文化スポーツ局・スポーツ振興課） （建設局・緑政課）	桃園公園周辺の公園を含めて施設の利用状況やニーズを調査・把握しながら公園施設のあり方検討を行い、施設の再整備・再配置・公園区域の見直し等を行うことで、市民サービスの向上を図り、活力と賑わいのあるまちづくりを推進します。
45	戸畑地区公園再編事業 （建設局・緑政課）	夜宮公園や周辺の公園について、再整備・再配置・公園区域の見直し等を行うことで、市民サービスの向上を図り、活力と賑わいのあるまちづくりを推進します。
46	地域に役立つ公園づくり事業 （建設局・みどり・公園整備課）	小学校区単位を基本に既存の公園の再整備について、幅広く地域の意見を聞きながら公園の計画づくりを行い、地域住民と協働して、誰もが利用しやすい地域ニーズにあった公園へと改修します。
47 新	都市再生整備計画（公園） （建設局・緑政課）	ジ・アウトレット北九州やスペース LABO がオープンした東田地区にさらなる賑わいを創出するため、東田大通り公園の整備を行います。
48 新	中心市街地活性化広場公園整備事業 （建設局・緑政課）	老松公園をはじめとする都市機能誘導区域内的の公園や広場を整備し、中心市街地の活性化や賑わいづくりを推進します。
49 新	公共施設マネジメントに基づく公園再編事業 （建設局・緑政課）	公共施設マネジメントに基づく、スポーツ施設や宿泊施設等の公園施設の再編に伴う公園や緑地の整備を行うことで、市民サービスの向上を図り、活力と賑わいのあるまちづくりを推進します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 3 都市型観光の魅力強化

No.	事業名等（担当課）	概要
50	門司港レトロ観光推進事業 （産業経済局・門司港レトロ課）	門司港レトロの知名度を高め、国内外からの集客が可能な質の高い魅力的な観光地として成長させます。また、地元まちづくり団体と協力し官民一体となった観光振興を図ります。
51 新	和布刈地区観光拠点化推進事業 （産業経済局・門司港レトロ課）	和布刈地区全体の活性化に向けて、民間資金の活用を念頭に、自然や歴史等の地域資源を活用した新たな観光拠点を計画するため、老朽化しためかり潮風市場の解体等を実施します。
52 新	小倉駅を活用した都市イメージ発信事業 （企画調整局・企画課）	本市の都市イメージ向上のため、市内外への情報発信の効果が高い小倉駅を「本市の都市イメージを効果的に魅せるショーケース」として活用する取組を実施します。
53 新	北九州市東田ミュージアムパーク関連事業 （市民文化スポーツ局・文化企画課）	いのちのたび博物館を中核に、文化施設や商業施設等が連携し、施設の魅力向上のほか、東田地区を中心とした地域の活性化や観光客の誘客に向けた取組を実施します。
再 新	豊かで居心地のよいまちづくり事業～エリアの価値向上を目指して～（建築都市局・都市再生企画課）	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出するため、官民が連携して互いに共感できるまちの姿を描き、その実現に向け、民間投資を喚起する政策づくりや都市空間の活用に取り組みます。（再掲 No. 1）

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 4 地域経済活性化の取組

No.	事業名等（担当課）	概要
54 新	中小企業融資 （産業経済局・中小企業振興課）	中小企業、小規模企業の事業に必要な資金の調達を支援し、その経営基盤の強化や急変する経営環境への対応を支援します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 5 災害の発生のおそれのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための取組

No.	事業名等（担当課）	概要
55	北九州市防災ガイドブック （危機管理室・危機管理課）	居住する地域の災害リスクを認識するためのハザードマップ、災害から命を守る適切な判断・行動をとるための避難の心得や様々な災害の特徴などを掲載した防災ガイドブックを活用して、防災意識の向上を図ります。
56 新	災害に強くコンパクトなまちづくり推進事業 （建築都市局・都市計画課）	市街化区域の斜面地住宅地や、住宅地等になりうる市街化調整区域の適切な土地利用の誘導を促進するため、市街化区域と市街化調整区域との区分の見直し等を推進します。
再 新	居住誘導支援策の検討 （建築都市局・都市計画課）	コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度を検討します。（再掲 No. 16）

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

No.	事業名等（担当課）	概要
57 新	がけ地近接等危険住宅移転事業 （建築都市局・建築指導課）	土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」内、福岡県建築基準法施行条例第3条「災害危険区域」内、福岡県建築基準法施行条例第5条による「がけ条例適用区域」内にある既存不適格住宅等（危険住宅）の移転を促進するため、危険住宅の除却ならびに代替住宅の建設等に要する経費を補助します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 6 街なか活性化のためのまちづくり活動や地域課題解決の支援及び

地域医療福祉拠点の形成

No.	事業名等（担当課）	概要
58	まちづくりステップアップ事業 （市民文化スポーツ局・市民活動推進課）	市民主体のまちづくりを推進するため、市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした活動などについて、事業費の一部を補助します。
59	共同住宅における自治会加入促進支援事業 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	マンション管理士を派遣し、新築分譲マンションの自治会設立支援を行うとともに、共同住宅関係団体等と連携して、既存の分譲・賃貸マンションの住民に対する自治会加入促進に取り組みます。
60	地域包括ケアシステムの深化・推進 （保健福祉局・長寿社会対策課）	重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」が、さらに深化するよう取り組みます。
61	UR 賃貸住宅 徳力・志徳団地における地域医療福祉拠点化の取組の推進 （UR 都市機構）	UR 賃貸住宅の徳力団地、志徳団地において、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち《ミクストコミュニティ》の実現を目指し、 1 民生委員、自治会、関連事業者等との連携による高齢者支援体制の強化 2 いのちをつなぐネットワークへの積極的参画 3 高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備 4 若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の取組を推進します。
62 新	自治会・町内会活性化の促進 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	自治会と連携しながら、自治会活動の幅広い情報発信や啓発活動等の取組を引き続き進める。また、自治会活動支援に向けたアプリを開発・試験導入し、自治会役員の負担軽減を図るとともに、若い世代の自治会加入促進を図ります。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

7-6 居住誘導区域外の対応

(方向性1) 居住誘導区域外における地域住民の交通手段の確保

おでかけ交通の充実を図るとともに、バス路線の廃止予防等のため、車両の小型化を行うことで効率的な運行による路線の維持・確保を行います。また、効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、公共交通のあり方を検討します。

尚、おでかけ交通支援事業を含む本市の公共交通の確保策は、「7-7 公共交通の確保策」にて整理をしています。

施策1 おでかけ交通支援事業の充実

No.	事業名等（担当課）	概要
63	おでかけ交通の充実 （建築都市局・都市交通政策課）	一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行します。
64	小型バスの運行による路線の維持・確保 （建築都市局・都市交通政策課）	利用者の少ないバス路線において、車両の小型化による輸送の効率化を図り、路線の維持確保を行います。

施策2 フィーダー路線の充実

No.	事業名等（担当課）	概要
65	幹線に接続するフィーダー路線の充実 （建築都市局・都市交通政策課）	効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、最寄りの幹線に接続するフィーダー路線の充実を図ります。

(方向性2) 地域活力の維持・向上

人口減少、少子・高齢化社会においても、地域活力を維持・向上するため、まちづくり活動の支援や地域課題の解決に取り組みます。また、安心して高齢期を迎えられるまちづくりを推進するため、地域における包括的な支援・サービスの提供体制の構築を目指します。

施策 1 地域活性化のためのまちづくり活動や地域課題解決の支援

No.	事業名等（担当課）	概要
66	北九州市老朽空き家等除却促進補助 （建築都市局・空き家活用推進課）	倒壊や部材落下の恐れがあるなど老朽化した空き家等の除去費用の一部を補助し、除却を促進することにより、市民の安全で安心な居住環境の形成を推進します。
67 新	買い物応援ネットワーク推進事業 （保健福祉局・地域福祉推進課）	高齢者などが安心して買い物できる環境づくりを進めるため、地域住民が主体となった買い物支援活動の立ち上げ及び継続支援に取り組み、地域協働による買い物支援のネットワークの構築を図ります。
68 新	北九州市版むらづくり活動 （産業経済局・農林課）	地域の農業者が主体となって、地域農業の将来を担う農業者の選定や農地利用の集約化、遊休農地の取り扱い、農業施設の維持管理など、地域農業の将来像を自ら模索し、合意形成を図るむらづくり活動を支援します。
再	外遊び環境の充実（プレーパークの開催支援など） （子ども家庭局・青少年課）	子どもの健全育成に資する外遊びの場を市内の各地域に拡げるため、中間支援組織と連携して、地域住民等が主体となって開催するプレーパーク（冒険遊び場）の活動を支援します。 （再掲 No. 38）
再	まちづくりステップアップ事業 （市民文化スポーツ局・市民活動推進課）	市民主体のまちづくりを推進するため、地域の活性化につながるまちづくり活動などについて、事業費の一部を補助します。 （再掲 No. 58）
再	共同住宅における自治会加入促進支援事業 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	マンション管理士を派遣し、新築分譲マンションの自治会設立支援を行うとともに、共同住宅関係団体等と連携して、既存の分譲・賃貸マンションの住民に対する自治会加入促進に取り組みます。 （再掲 No. 59）
再	地域包括ケアシステムの深化・推進 （保健福祉局・長寿社会対策課）	重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」が、さらに深化するよう取り組みます。 （再掲 No. 60）
再 新	自治会・町内会活性化の促進 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	自治会と連携しながら、自治会活動の幅広い情報発信や啓発活動等の取組を引き続き進める。また、自治会活動支援に向けたアプリを開発・試験導入し、自治会役員の負担軽減を図るとともに、若い世代の自治会加入促進を図ります。 （再掲 No. 62）

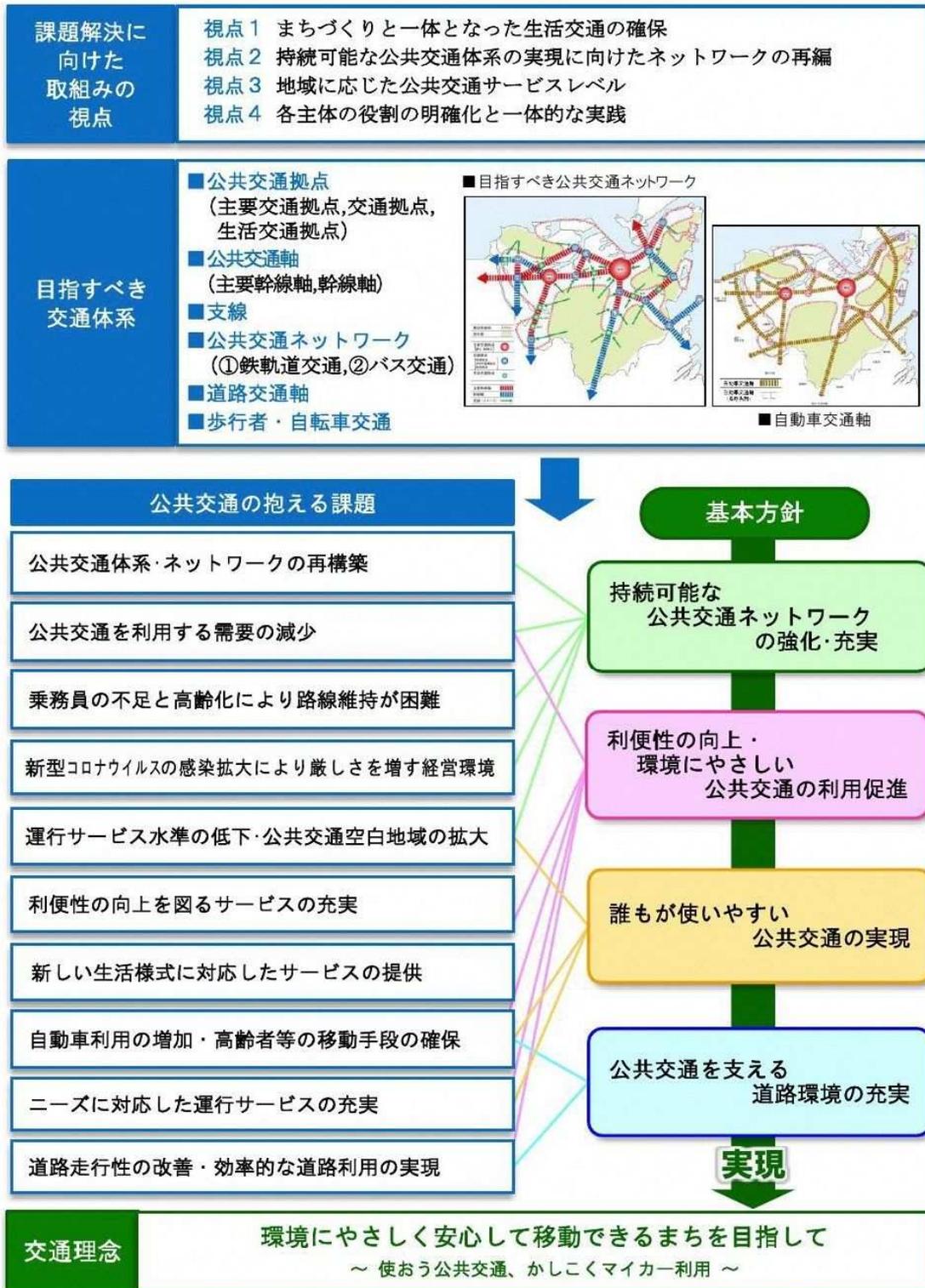
※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

7-7 公共交通の確保策

公共交通の確保策については、北九州市立地適正化計画と両輪をなす北九州市地域公共交通計画（令和4年3月改訂）で取り組む都市交通施策を一体となって展開します。以下に、北九州市地域公共交通計画の基本方針及び交通施策を記載します。

（1）基本方針

本市が掲げる交通理念の実現に向け、公共交通の抱える課題解決に向けた取組みの視点と目指すべき交通体系を踏まえて、4つの基本方針を策定します。



(2) 目標達成のために実施する交通施策の検討

将来像の実現に向けて、地域公共交通計画では4つの基本方針に基づく30の交通施策を設定し、推進していきます。なお、「公共交通幹線軸の強化」、「異なる事業者間の連携強化」、「MaaSの推進」、「おでかけ交通の充実」などの7施策を重点施策に設定しています。

表 総合交通戦略（地域公共交通網形成計画）における交通施策

分類	交通施策	★ 重点 施策	施策の内容
ネットワークの強化・充実	1 公共交通幹線軸の強化	★	コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指すため、市内の拠点間を結ぶ幹線軸の公共交通サービス強化します。
	2 拠点間BRTの推進		バス機能強化区間において、一度に大量輸送が可能となる連節バスを導入し、効率的な運行を目指すとともに、定時性・速達性を確保した、拠点間のBRTを推進します。
	3 幹線に接続するフィーダー路線の充実	★	効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、最寄りの幹線に接続するフィーダー路線の充実を図ります。
	4 異なる事業者間の連携強化	★	利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、異なる事業者間の連携を強化し、利用者の利便性の向上や効率的な運行に取り組みます。
	5 バス交通の相互連携による輸送の効率化の検討		利用者にとって利便性の高いバス交通の実現に向けて、バス事業者間が相互に連携して運行サービスの提供を行うなどの検討を行います。
	6 小型バスの運行による路線の維持・確保		利用者が少ないバス路線の運営効率化を図るため、車両の小型化を行うことで、効率的な運行による路線の維持・確保を行います。
	7 新規鉄軌道路線の検討		北九州空港アクセス、東九州新幹線等の新規鉄軌道路線の必要性などについて、今後の社会状況等を注視しながら検討します。
利便性の向上・環境にやさしい公共交通の利用促進	8 交通結節機能の強化	★	乗り継ぎ利用者の多い駅やバス停において、事業者間が連携することで、快適に多様な交通サービスを利用できる交通拠点となるように、交通結節機能を強化します。
	9 駅前広場の整備、機能強化		主要な鉄道駅において、駅前広場の整備や改良を行い、交通拠点としての結節機能を高めます。
	10 鉄道連続立体交差化		JR折尾駅周辺の交通円滑化と市街地の一体化を図るため、鉄道の高架化を行うとともに、交通結節機能の強化、にぎわいのあるまちづくりを一体的に推進していきます。
	11 待合環境の整備		バス停に上屋やベンチ、広告付きバス停、スマートバス停などを整備し、利便性向上のための待合環境を改善します。また、交通拠点における待合所の整備などを推進します。
	12 タクシー利用環境の改善		タクシー需要の多い街なかにおいて、道路空間を活用し、タクシー乗り場を設置するなど、タクシーの利用環境の改善を検討します。また、駅前広場の整備に合わせて安全で快適なタクシーの乗り場環境の整備を行います。
	13 パーク&ライド、サイクル&ライドの推進		街なかでの駐車場確保や交通渋滞といった問題を解決し、環境に優しい公共交通の利用促進を図るため、パーク&ライドの利用を促進します。併せて、自転車と公共交通の組み合わせによるサイクル&ライドの利用も促進します。
	14 MaaSの推進	★	本市の地域特性に応じた北九州版MaaSの実現に向けて、チケットレス、キャッシュレスなどの取り組みを推進します。
	15 割引サービスの導入検討		公共交通の利用を促進するため、時間帯別や、曜日別運賃割引、サブスクリプションなどの割引運賃サービスの導入を検討します。
	16 エコドライブ・ノーマイカーデーの推進、再配達防止		エコドライブ・ノーマイカーや再配達防止を市民周知し、自動車によるCO ₂ 排出の削減を図ります。
	17 次世代自動車の普及、多面的利用		地球環境に優しい次世代自動車（ハイブリッドを含む電動車）の積極的な普及を図るとともに、EV・FCVの蓄電機能を活用した災害時への備えを確保します。
誰もが使いやすい公共交通の実現	18 自動運転サービスの社会実装化		自動運転サービスの社会実装の実現に向けて、地元企業等の技術を活用した実証実験、産学連携による技術開発・共同研究等に取り組みます。
	19 新たなモビリティの導入検討		公共交通を補完する新たな交通サービスとして、グリーンスローモビリティや超小型モビリティ等の導入を検討します。
	20 バリアフリー化の推進	★	様々な障害のある方や高齢者などの公共交通の利用環境を改善するため、鉄道駅・バス停周辺・車両などのバリアフリー化を進めます。
	21 おでかけ交通の充実	★	一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行しており、今後もおでかけ交通の充実を図っていきます。
	22 高齢者の生活支援や社会参加、健康づくりによる外出支援		高齢者が年齢に関わりなく健康を維持し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、日常生活圏域での生活支援や社会参加、健康づくりのための取組を推進します。
	23 モビリティマネジメントの実施		地域・学校・高齢者等を対象に「モビリティマネジメント」を実施し、徒歩・自転車・公共交通への自発的な行動の変容を促します。
	24 高齢者の運転免許証自主返納支援		高齢者の運転免許証自主返納支援のため、タクシー料金や飲食料金の割引等を行う運転免許証自主返納サポーター制度や市営施設の一部を無料利用できる免許返納特典カード制度を推進します。
道路環境を支える	25 災害対応の取組強化		交通事業者と行政が連携し、災害時の情報発信や運行情報を提供する仕組みなど、災害時に対応するための取組を強化します。
	26 都市計画道路等の整備		都市の骨格を形成し、安全・安心な生活交通や公共交通を支える道路環境の充実を図るため、都市計画道路等の整備を行います。
	27 新規道路の整備		下関北九州道路は、本州と九州を繋ぐ新たな幹線道路ネットワークとして、また関門地域を一体化する都市間連絡道路として広域的な連携を支える道路として位置づけられており、早期実現を目指し、国に対して要望を行っています。
	28 都市高速道路の利用促進		大型車の都市高速道路への誘導や一般道路からの利用転換を促進し、一般道路の混雑緩和や環境負荷の軽減を図ります。
	29 自転車の活用推進		令和3年1月に策定した北九州市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間ネットワークの形成、利用しやすい駐輪環境の形成、放置自転車対策の推進、シェアサイクル事業の推進などに取り組みます。
	30 バスレーンに関する啓発活動		バス専用レーンやバス優先レーンにおける、路線バスの定時性・速達性を高めるため、啓発活動を実施します。

7-8 国等の支援制度（主なもの）

（1）金融上の支援制度

①民間都市開発推進機構による金融支援

対象区域	都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等
支援事業	次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業 ・ 広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと ・ 事業用地が0.2ha以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
支援限度額	①～③のうち、最も少ない額 ①総事業費の50% ②資本の50% ③公共施設等の整備費

②都市環境維持・改善事業資金融資

貸付対象者	エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人、まちづくり法人
貸付限度額	事業に要する額の1/2以内

（2）税制上の支援制度

①都市機能を誘導する事業を促進するための税制

（敷地の集約化など用地確保の促進）

概要	措置
誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例	(1) 居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合 買換特例 所得税 100%【恒久措置】 (2) 居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税（個人住民税）の軽減税率【恒久措置】 原則：15%（5%）→6,000万円以下 10%（4%） (3) 長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合 【令和4年12月31日まで】 所得税（個人住民税）：軽減税率 原則15%（5%） →2,000万円以下 10%（4%） 法人税 : 5%重課→5%重課の適用除外
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例	(1) 長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合 上記(3)に同じ (2) 当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合 1,500万円特別控除

(3) 財政上の支援制度

①都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）

支援対象	都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設及び公共公益施設の整備等
支援率	国費率 都市機能誘導区域内：1/2 都市機能誘導区域外：45%

②社会資本整備総合交付金（公共交通施設関係）

支援対象	生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える公共交通施設 （L R T、駅前広場、バス乗り換えターミナル・待合所等） 複数市町村を結ぶ公共交通への支援を拡充 バス利用促進に係る駐輪場、駐車場への支援を拡充
支援率	居住誘導区域内等：国 1/2 地方 1/2 その他の場合：国 1/3 地方 2/3

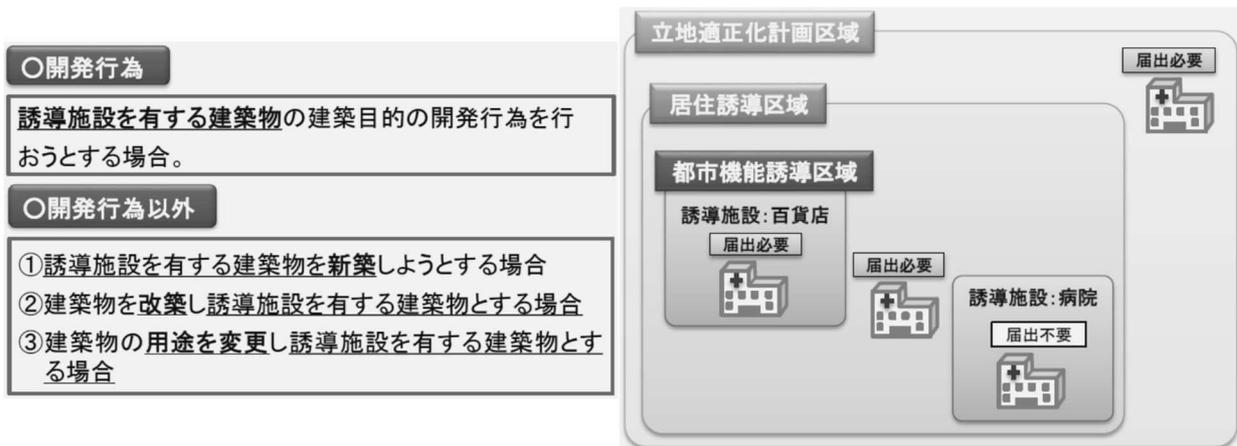
※各支援制度の詳細、その他の国等の支援制度については、国土交通省のホームページ等でご確認ください。

7-9 届出制度の運用

届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや居住誘導区域外における住宅開発等の動きを市が把握するための制度です。届出制度の運用にあたっては、届出者への各種支援措置等の情報提供等を通じて都市機能や居住の区域内への立地誘導を図ります。

(1) 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地

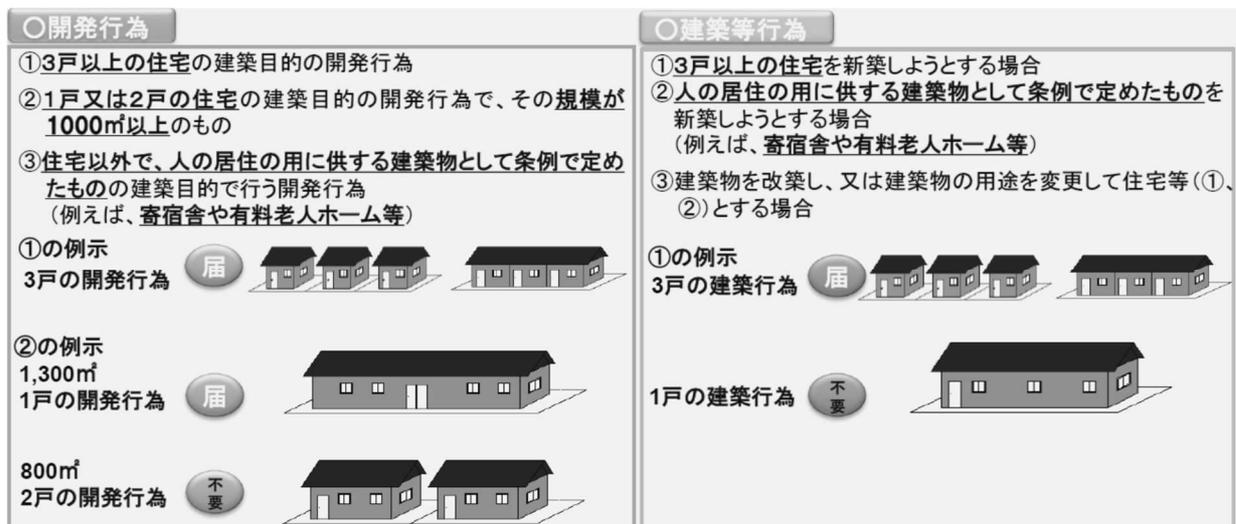
都市機能誘導区域外の区域で誘導施設（第5章5-3(3)参照）を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条）



出典 国土交通省資料におけるイメージ

(2) 居住誘導区域外における住宅開発等

居住誘導区域外の区域で、3戸以上、又は、1,000㎡以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の住宅等の建築行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条）



出典 国土交通省資料におけるイメージ